

政令第二百六十九号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十五号）

附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十月十六日とする。

理 由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。